

ベター・レギュレーションの進捗状況について

— 平成 19 年 7 月～平成 20 年 4 月 —

平成 20 年 5 月 19 日

金融庁

— 目次 —

はじめに	…1
概要	…2
I. ベター・レギュレーションの4つの柱について	…7
1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ	…7
(1) プリンシプルの共有	…7
(2) ルールの解釈にプリンシプルから光をあてる取組み	…8
① 質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」の公表	
② 「内部統制報告制度に関する11の誤解」等の公表	
(3) 官民共同の取組み —ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の有機的連携	…9
2. 優先課題の早期認識と効果的対応	…9
(1) サブプライムローン問題に端を発したグローバルな金融市場の混乱への対応	…9
① サブプライムローン問題の深さと広がりへの認識	
② わが国金融システムへの影響の把握・分析	
③ グローバルな市場のタイムリーで的確な把握 —市場分析室の設置	
④ 改善策等の検討	
⑤ サブプライムローン問題を契機とした利用者保護の対応	
(2) 検査・監督の枠組み	…12
(3) メリハリのある検査の実施	…12
(4) 情勢変化へのタイムリーな対応	…13
① 問題事例への迅速な対応	
② 新たな動きに対応したフォワードルッキングな取組み	
3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視	…14

(1) 検査評定制度	…14
(2) バーゼルⅡ	…14
(3) 金融商品取引法における課徴金の加算・減算制度の導入	…15
4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上	…15
(1) 検査・監督の枠組みの公表	…15
(2) 事例集(検査指摘事例集、行政処分事例集)	…16
(3) ノーアクション・レター	…16
(4) Q&A	…16
(5) 計数の公表	…17
① わが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について	
② 金融機関の経営状況等の定期公表	
(6) パブリック・コメント手続	…17
Ⅱ. 当面の5つの取組みについて	…18
1. 金融機関等との対話の充実	…18
(1) 事業者団体等との対話	…18
(2) 個別の金融機関等との対話	…19
(3) 海外金融機関等の幹部との面会	…19
2. 情報発信の強化	…19
(1) 講演・スピーチやインタビューの積極的活用	…19
(2) 報道発表	…20
(3) 説明会の積極的活用	…21
(4) ウェブサイトの充実	…21
3. 海外当局との連携強化	…22
(1) 多国間での海外当局との連携強化	…22
① サブプライムローン問題に関する国際的議論への貢献	
② IOSCO 東京コンファレンスの開催	

③ 多国間枠組みへの参加	
④ 多国間での情報交換の促進 –IOSCO マルチ MOU への加入	
(2) 各国監督当局との連携	…24
① 各国監督当局との定期的な協議等	
② 各国当局との情報交換協力	
4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握	…25
(1) マーケットの分析(市場分析室の設置)	…25
(2) 検査・監督への活用	…25
5. 職員の資質向上	…25
(1) 職員の専門性向上に資する任用体制の確立	…25
(2) 研修の充実による専門性の強化	…26
(3) 任用の柔軟化	…26
Ⅲ. 今後の課題について	…27
1. 職員へのさらなる徹底	…27
2. 実務者レベルでの対話の充実	…27
3. 情報発信の機会の拡充	…27

(参考) ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケートについて

はじめに

金融庁では、昨年夏以来、金融規制のさらなる質的向上を目指した取組み、すなわち、ベター・レギュレーションへの取組みを進めてきた。

ベター・レギュレーションについては、大きく以下の4点をその柱と位置づけている。

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
2. 優先課題の早期認識と効果的対応
3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

また、こうしたベター・レギュレーションに関する4本の柱の下、以下の5つの具体的方策に取り組んでできているところである。

1. 金融機関等との対話の充実
2. 情報発信の強化
3. 海外当局との連携強化
4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握
5. 職員の資質向上

以下は、ベター・レギュレーションの取組みについて、その進捗状況を取りまとめたものである。今回は、第1回として、平成19年7月から平成20年4月までの進捗状況を中心に取りまとめている。また、今回は、初めての取組みであることから、取りまとめにあたって平成19年6月以前の取組みについても言及している。さらに、取りまとめと並行して、金融庁におけるベター・レギュレーションの取組みについて、監督対象先に対してアンケート調査を実施した。

進捗状況については、今後も、半年毎に公表していく予定である。

(注) 証券取引等監視委員会においても、ベター・レギュレーションと同趣旨の内容を含む同委員会の取組み方針「公正な市場の確立に向けて」を策定し、同方針に基づき市場監視に取り組んでいるところであり、こうした取組みも今回の進捗状況において盛り込んでいるところである。

ベター・レギュレーションの進捗状況について
— 平成 19 年 7 月～平成 20 年 4 月 —
＜概 要＞

I. ベター・レギュレーションの4つの柱について

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

- (1) プリンシプル・ベースの監督の基軸となる主要な 14 項目のプリンシプルについて、関係者との間で共有(平成 20 年 4 月)。
- (2) ルールの解釈にプリンシプルから光をあて、実務が過度に萎縮することがないように、制度の趣旨を明確に示す取組みを実施。質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」(平成 20 年 2 月)や「内部統制報告制度に関する 11 の誤解」(同 3 月)の公表など。
- (3) ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の連携を図る官民共同の取組みも進展。金融庁「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」の論点整理(平成 18 年 6 月公表)に応じ、日本証券業協会等において、12 の自主規制ルールを改正・策定。

2. 優先課題の早期認識と効果的対応

- (1) サブプライムローン問題への対応
 - ・ サブプライムローン問題の深さと広がりを認識した上で、重点的に行政資源を投入。
 - ・ わが国金融システムへの影響を把握・分析(金融機関のサブプライム関連商品等の保有額等を公表)。わが国金融機関のリスク管理状況を注意深くフォロー。
 - ・ グローバルな市場の動きをタイムリーかつ的確に把握するべく、庁内体制を強化(市場分析室の設置、平成 20 年 2 月)。
 - ・ 「金融市場戦略チーム」による「第一次報告書」(平成 19 年 11 月)を踏まえ、今後の改善策等を検討。
- (2) 年度当初に、フォワードルッキングにその年度の検査・監督方針の基本方針を策定、重点課題を明示。平成 19 事務年度においては、リスク管理の高度化等を重点課題として位置づけ。
- (3) メリハリのついた検査を実施。①主要行担当主任検査官の複数年担当制(日本版 Examiner in Charge)の導入、②特定のリスクやテーマに的を絞ったターゲット検査・特別検査の積極的活用などを実施。

(4) このほか、情勢変化にタイムリーに対応。①虚偽の大量保有報告書のEDINET掲載事案に対し、「EDINET 運用改善検討チーム」を立ち上げ、論点整理を公表(平成 20 年2月)。

また、フォワードルッキングな観点から、電子マネー等の決済に関する新しいサービスについて検討を行うとともに、決済システムの強化に向けた関係者の取組みを推進するため、「決済システム強化推進室」を設置(平成 20 年4月)。

3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

(1) 検査評定制度を全面施行(平成 20 年1月)。金融機関からも、概して、インセンティブとして機能との評価。

(2) 世界に先駆けたバーゼルⅡの実施は、サブプライムローン問題にも見られるよう、わが国金融機関のリスク管理の高度化に効果があるとの評価がある。

4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

(1) 従来より、検査・監督の枠組みにおいて、透明性・予測可能性の向上に努力。業態別の監督指針や検査マニュアル、「金融上の行政処分について」等を策定・公表。

(2) その他、①事例集(検査指摘事例集、行政処分事例集)等の策定・公表、②ノーアクション・レター制度の利便性の向上に向けた見直し、③Q&Aを通じたルール解釈・適用に係る具体的事例の蓄積等、に努めている。

また、④金融機関の経営に関する計数の集計・公表のほか、⑤パブリック・コメント手続を充実(英文でも2件実施)。

(3) 金融機関等に実施したアンケート結果によれば、金融庁本庁の取組み全般における透明性・予見可能性について、8割近くが「改善した」、「やや改善した」との回答。

Ⅱ. 当面の5つの取組みについて

1. 金融機関等との対話の充実

(1) 事業者団体等との定期的な意見交換会を拡充。外資系事業者団体との対話も拡大(IBA(国際銀行協会)に加え、ACCJ(在日米国商工会議所)とも対話を定期化)。

(2) 個別の金融機関等の経営陣と、金融上の重要課題や、各社の経営上の重点課題等についての意見交換の機会を充実。

海外金融機関等の幹部との面会の機会も積極的に活用。

(参考1) 海外金融機関等の幹部との面会実績(企画官以上)

	平成18事務年度		平成19事務年度
		うち18.7月～19.3月	(19.7月～20.3月)
海外金融機関等の幹部との面会実績	135件	100件	113件

(3) 金融機関等に実施したアンケート結果によれば、金融庁本庁との対話全般に関して、6割近くが「改善した」、「やや改善した」との回答。

対話の形態に関しては、実務者レベルの対話のさらなる充実を求める意見が多い。

2. 情報発信の強化

(1) 特定の重要テーマに関する講演・スピーチや報道機関のインタビュー、出版メディアへの寄稿を積極的に活用(渡辺金融担当大臣による燕・三条地域での中小企業金融に関する講演など)。英語による情報発信も強化。

(参考2) 講演・寄稿・インタビュー等の取組み状況(平成19年7月～平成20年3月)

	大臣・副大臣・政務官		長官		監視委員長・審査会会長ほか		局長・審議官等		課室長・企画官級	
	講演・スピーチ	寄稿・出版	講演・スピーチ	寄稿・出版	講演・スピーチ	寄稿・出版	講演・スピーチ	寄稿・出版	講演・スピーチ	寄稿・出版
合計	10	5	11	5	21	3	54	5	78	44
金融行政総論	6	4	1	3	-	-	9	2	15	9
ベター・レギュレーション	-	-	6	2	-	-	14	-	5	2
金融・資本市場の競争力強化	6	-	4	-	-	-	9	1	11	16
金融商品取引法関係	2	-	2	-	-	-	7	1	10	11
改正貸金業法関係(多重債務問題関係を含む)	-	-	2	-	-	-	2	-	12	9
企業会計・企業監査	2	-	2	1	12	1	1	1	3	9
検査マニュアル改訂	-	-	-	-	-	-	1	-	7	5
サブプライムローン問題	3	-	5	1	-	-	5	1	2	4
地域密着型金融・中小企業金融	2	-	2	-	-	-	8	-	11	-
市場監視行政の基本方針	1	-	-	-	9	2	17	2	28	6
その他	3	1	1	-	-	-	5	-	7	2

インタビュー等	32	23	11	26	31
---------	----	----	----	----	----

(注) 情報発信の内容については、一部重複あり。

(参考3) 上記取組み状況のうち、英語による情報発信の状況

	大臣・副大臣・政務官	長官	監視委委員長・ 審査会会長ほか	局長・審議官等	課室長・企画官級
講演・スピーチ	-	5	1	14	7
寄稿・出版	-	-	-	-	-
インタビュー等	3	3	-	-	1

(2) 報道発表を通じたタイムリーな情報発信にも努力。金融行政の考え方を直接地域の事業者等に説明するため、全国各地で説明会を開催(金融検査マニュアル別冊のパンフレットを用いた中小企業向け説明会など)。

(3) ウェブサイトについては、より分かりやすく体系的に整理(平成 19 年8月、12 月)。英語版ウェブサイトにおいても、随時、重要な施策の英訳版を公表するとともに、英文メールサービスを開始(平成 20 年1月)。

(4) 金融機関等に実施したアンケート結果によれば、金融庁本庁からの情報発信全般の強化に関して、8割近くが「改善した」、「やや改善した」との回答(英語での情報発信については、6割以上)。

アンケートに寄せられた意見の中では、(i)ウェブサイトの充実、(ii)説明会等の充実、(iii)分かりやすさの改善、を求めるものが多い。

3. 海外当局との連携強化

(1) ダボス会議、FSF(金融安定化フォーラム)、IOSCO(証券監督者国際機構)等のサブプライムローン問題に関する国際的議論に貢献。主導的ポストも担いつつ、バーゼル銀行監督委等の国際会議に参加。多国間情報交換枠組みである、マルチ MOU にも加盟(平成 20 年2月)。

(2) IOSCO 東京コンファレンスを主催(平成 19 年 11 月)。世界 46 ヶ国・地域、5つの国際機関から総勢 400 名強の参加。

(3) 各国監督当局とも、定期的な協議を拡大(マレーシア(平成 19 年9月)、中国(平成 20 年1月))。監督上の協力も拡大(中国(平成 20 年2月)、ドバイ(平成 19 年 11 月))。渡辺金融担当大臣の訪中(平成 20 年2月)など、海外当局との面会も充実。

(参考4) 海外当局者等との面会・会合実績(企画官以上)

	平成18事務年度		平成19事務年度
		うち18.7月～19.3月	(19.7月～20.3月)
海外当局者等との面会実績	116件	82件	110件
多国間会合出席実績	58件	43件	67件
2国間会合開催実績	19件	14件	19件

4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

グローバルな経済情勢・市場状況が金融システムに与える影響が増大していることを踏まえ、継続的に情報収集・分析を行うため、市場分析室を設置(平成20年2月)。収集した情報を、庁内で情報共有、金融システムに内在するリスクを議論・特定し、検査・監督事務に活用。

5. 職員の資質向上

(1) キャリアパスに関するアンケートを実施(平成20年1月)し、各職員の専門性^(※)も意識した任用体制を確立していく(平成20年7月期異動以降)。

(※) リスク管理、コンプライアンス、情報システム、会計基準、金融工学など

(2) 理論研修の実施、内外大学院や在外公館への派遣等を通じた職員の専門性の強化に向けた取組みの実施。

(3) 民間企業において業務を経験した人材や弁護士・公認会計士などを、中途採用及び官民人事交流法に基づく交流採用の形で積極的に採用。

Ⅲ. 今後の課題について

(1) ベター・レギュレーションの取組みについては、アンケート等外部からの評価を見ても、相応に進捗していると言える。

(2) 今後の課題としては、以下の点が挙げられる。

- ① ベター・レギュレーションの考え方についての職員への徹底
- ② 実務者レベルでの対話の充実、自由に意見を交換できる機会の拡大
- ③ 情報発信の機会の拡充
 - 説明会などの機会の拡大、ウェブサイトの利便性向上。

I. ベター・レギュレーションの4つの柱について

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

(1) プリンシプルの共有

「ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督との最適な組合せ」を模索していく上では、プリンシプル・ベースの監督の基軸となる主要なプリンシプルについて関係する金融サービス提供者と当局との間で認識を共有することにより、以下のような効果が期待できる。

- ① 金融サービスの利用者にとっては、あらかじめ金融サービス提供者に期待できる行動や金融サービスに求められる品質が理解され、安心して金融サービスを購入できる環境が整う。
- ② 金融サービスの提供者である各金融機関等にとっては、成文化されたルールがない場合やルールの解釈が分かれる場合であっても、自らがとるべき行動について、基本的な考え方が明確となり、環境の変化に応じて機動的に、自主的なサービスの改善や新サービスの開発・提供などに取り組む際の指針となることが期待される。

この意味で、プリンシプルは、各金融機関等に期待される改善努力の方向感を示すとともに、ベストプラクティスの拠り所となるものである。また、ルールを解釈する際の基礎となるものでもある。

③ 行政にとっても、

(イ) 検査・監督などの場面におけるルールの解釈・運用において、プリンシプルに示された基本的な考え方に準拠することで、実態に即した的確な行政対応をより確かなものとするのが可能となる。

(ロ) 既存のルール(法令、金融検査マニュアル、監督指針等)の見直し等にあっても、プリンシプルの考え方に沿った簡素化や明確化を図ることで、金融サービスのイノベーションや、金融サービスにおける自由な競争を妨げないような市場環境及び規制環境を整備することが可能となる。

そのため、金融庁幹部と各業界団体とが一堂に会し、プリンシプルについて率直な意見交換を行うべく、平成19年12月以降、「プリンシプルに関する意見交換会」を開催するなど、議論を重ねてきた(これまでに3回開催)。

平成 20 年 4 月 18 日、金融庁は、[主要な 14 項目のプリンシプル](#)について、関係者との間で共有に至ったところである。

金融庁としては、このプリンシプルについて職員一人一人に浸透を図り、プリンシプルに則した実効的な行政対応に努めていくこととしている。また、プリンシプルについて、金融サービス提供者との間で継続的な対話を行い、更に議論を深めていく予定である。

(2) ルールの解釈にプリンシプルから光をあてる取組み

新しい制度の運用に際して、法律の趣旨を超えた過度の対応により実務が萎縮しないよう、行政として制度の趣旨を明確に示すことは、いわば、ルールの解釈にプリンシプルから光をあてる取組みと位置づけられる。金融庁は、金融商品取引法に関し、以下のような取組みを行ってきている。

① 質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」の公表

平成 19 年 9 月 30 日に金融商品取引法が全面施行されて以降、一部の金融機関の現場において、本来の法の趣旨と異なる、誤解とも言える過剰な対応が行われているとの指摘も見られたところである。

金融庁は、利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がなされるよう、法令に関する疑問や誤解に答える質疑応答集「[金融商品取引法の疑問に答えます](#)」を 2 月 21 日に公表した。また、公表に合わせて、証券会社や銀行等の登録金融機関との意見交換会を実施し、金融機関に対する周知を図った。

さらに、当局の担当者にも周知徹底することで、当局における金融商品取引法の運用においても、法の本来の趣旨を踏まえた適切な対応を図っていく。

② 「内部統制報告制度に関する 11 の誤解」等の公表

金融庁は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から導入される内部統制報告制度については、企業等に過度のコスト負担をかけることなく、効率性と有効性のバランスをとりながら定着が図られることを目指している。しかしながら、実務の現場では、一部に過度に保守的な対応が行われているとも言われており、そうした指摘も踏まえ、「[内部統制報告制度に関する 11 の誤解](#)」を 3 月 11 日に公表した。

また、あわせて、内部統制報告制度の円滑な実施に向けた行政の対応を公表した

ところであり、この対応の一つとして、4月16日、日本公認会計士協会、(社)日本経済団体連合会と共同で相談・照会窓口を設置した。

今後も、準備状況の的確な把握を行い、必要に応じて、Q&Aの追加、改訂を検討していく。

(3) 官民共同の取組み ―ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の有機的連携

行政が主導しつつ、問題の抽出、望ましい方向性についての議論を行い、それを受け、自主規制機関が、その専門性、自律性、機動性を有効に活用し、具体的・実務的ルールを設定することは、ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の有機的連携に重要な役割を果たす。

平成18年3月に監督局に設置された[「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」の論点整理](#)において、以下の4つのテーマについて、問題の抽出、望ましい方向性の提示を行った(平成18年6月)。

- ①市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上
- ②発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮
- ③投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮
- ④市場プレイヤーとしての証券会社の自己規律の維持

その後、日本証券業協会等において、29のワーキング・グループを立ち上げ、18の報告書を取りまとめ、「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議の制定(平成19年5月)や「有価証券の引受け等に関する規則」の改正(平成20年1月)など、12の自主規制規則の改正・策定が行われた。

2. 優先課題の早期認識と効果的対応

(1) サブプライムローン問題に端を発したグローバルな金融市場の混乱への対応

① サブプライムローン問題の深さと広がりへの認識

平成19年夏以来、米国のサブプライムローン問題に端を発したグローバルな金融市場の混乱が続いており、サブプライムローン関連商品のみならず、幅広い証券化商品や短期金融市場、為替・株式・コモディティ等の市場にもその影響が及んで

きているところである。また、欧米の大手金融機関を中心として多額の損失が顕在化している。

金融庁は、サブプライムローン問題の背景・原因の分析を行うとともに、グローバルな市場や金融システムへの影響を把握し、その深さと広がりを認識した上で、わが国金融機関のリスク管理状況や、株式やクレジット、為替など様々な市場の動向を、内外の関係当局と連携しつつ、注意深くフォローするなど、重点的な行政資源の投入を行ってきたところである。

② わが国金融システムへの影響の把握・分析

金融庁は、金融機関との間で深度あるヒアリング等を進め、サブプライムローン関連商品の保有額やそのリスク管理状況の把握など、今般のサブプライムローン問題を契機とするグローバルな金融市場の混乱がわが国金融機関に与える影響について、様々な角度から状況把握・分析に努めてきているところである。

また、金融機関が、リスクの発生を早期に認知し、早め早めの経営対応を目指すことの重要性についても、金融機関とのヒアリング等を通じて共有を図ってきた。

預金取扱金融機関のサブプライム関連商品等の保有額等については、ヒアリング調査を行い、統一した基準で結果を集計し、公表しているところである([平成 19 年 11 月](#)、[平成 20 年 2 月](#))。

③ グローバルな市場のタイムリーで的確な把握 ー市場分析室の設置

今回のサブプライムローン問題は、わが国の 90 年代の不良債権問題とは異なり、米国の住宅ローンに内在するリスクが証券化を通じて世界中に拡散し、そのリスクが市場において一挙に顕在化した、いわば、市場発の 21 世紀型危機と位置づけられる。

この問題に象徴されるように、グローバルな経済情勢・市場状況がわが国の金融システムに対し大きな影響を与える可能性が増加していることを踏まえ、金融庁においては、経済情勢・市場の動きをタイムリーかつ的確に把握する調査分析能力を向上させるため、新たに、市場分析室を設置し、重点的な対応を行うとともに、分析結果については、金融庁内で共有し、金融システムに内在するリスクの特定に努めているところである(平成 20 年 2 月。詳細は、Ⅱ. 4. (1)参照)。

④ 改善策等の検討

(i) 「金融市場戦略チーム」における検討

金融庁は、渡辺金融担当大臣の私的懇談会である「金融市場戦略チーム」の成果を踏まえつつ、サブプライムローン問題の特徴について分析するとともに、その改善の方向性について検討を行ってきた。

「金融市場戦略チーム」は、渡辺金融担当大臣の私的懇談会として、日本の金融戦略を議論するため、民間の実務家等を中心に発足したものであり、10回にわたる議論を経て、「[第一次報告書](#)」が平成19年11月30日に公表された。

「[第一次報告書](#)」では、金融資本市場や金融システムに影響を及ぼしているサブプライムローン問題の背景やその展開、問題点等を分析するとともに、グローバルな観点からの市場正常化に向けた道筋や、以下の通り、わが国としての必要な施策についての提言がなされている。

- 「証券化によるリスク移転を前提とした融資(Originate to distribute)」の問題への対応(関係者における実務的な検討)
- 証券化商品の原債権の追跡可能性(Traceability)の確保
- 格付会社に対する適切な対応
- 証券化商品の価格評価・会計処理に関する国際的議論への参画 等

(ii) FSF(金融安定化フォーラム)をはじめとする国際的な議論への貢献

サブプライムローン問題に端を発したグローバルな金融市場の混乱への対応については、各国当局間の一層の国際的な連携が求められている。

金融庁は、FSFをはじめとする国際的な議論や検討の場において、上記の「金融市場戦略チーム」の第一次報告書における提言についてわが国の考え方を主張し、各国からの理解が得られるよう努めてきた。

先般のG7声明やFSF報告書等では、こうした「金融市場戦略チーム」報告書における提言について、基本的な方向性を同じくする問題意識や対応策等が示されており、こうした点について各国間で共通の理解が得られたものと考えている。(詳細は、Ⅱ.3.(1)を参照。)

(iii) 証券化商品の原債権の追跡可能性の確保

金融庁は、証券化商品の原債権の追跡可能性の確保について、[金融商品取引業者等向け監督指針](#)に、証券化商品の販売に係る監督上の着眼点を明記したところである。具体的に、①販売に先立つリスク情報収集・リスク分析、②販売の際の的確な情報伝達、③販売後の情報伝達、④的確な時価情報の提示、といった4点を新たに規定している(平成20年4月)。

⑤ サブプライムローン問題を契機とした利用者保護の対応

サブプライムローン問題が、金融サービスの利用者保護の観点から悪影響をもたらさないよう、外国為替証拠金取引業者に対し、リスク管理の状況等に関する調査を行い、その結果の概要を公表した(平成19年12月)。また、調査結果の概要も参考にし、外国為替証拠金取引業者についての情報を収集することが重要である旨の注意喚起を利用者に対して行ったところである。

また、証券取引等監視委員会においても、特に、昨年夏以降、外国為替証拠金取引業者に対し、重点的かつ横断的に監視を強化しており、行為規制等の法令違反行為だけでなく、当該業者の健全性についても焦点を当てた検証を行っている。

(2) 検査・監督の枠組み

金融庁では、規制環境の変化やリスクの高度化・複雑化等の金融環境の変化に留意し、各事務年度当初に、フォワードルッキングに分析・抽出した課題を重点事項として盛り込んだ基本方針を策定し、同方針に基づき検査・監督の実施に努めている。

[平成 19 事務年度の検査・監督方針](#)においては、各業態に共通した事項として、リスク管理の高度化を重点課題として位置づけている。監督方針では、リスク管理態勢について、ファンド向け投融資や証券化商品への投資等を念頭に、リスク特性に応じた管理が行われているかどうかを重点的に監督することとしている。また、検査基本方針においては、重点事項として貸出・運用形態の複雑化・多様化を踏まえて、個々の金融商品・取引の特性を十分に分析・把握した上で、適切な態勢の整備・構築をしているか、を重要な検証事項として掲げている。

また、各業態に共通した事項に加え、業態毎の重点的課題として、[平成 19 事務年度の検査・監督方針](#)においては、例えば、金融商品取引法の施行を踏まえた利用者保護に向けた一層の取組みや、コングロマリット・国際化への対応などを示しているところである。

(3) メリハリのある検査の実施

銀行、保険会社等の検査については、[平成 19 検査事務年度の検査基本方針](#)において、検証範囲等に一層のメリハリをつけて検査を実施する旨を明記し、この方針の下で検査を実施してきている(平成 19 年8月 10 日)。こうした観点から、既に、以下の取組みを進めている。

- ・ 主要行担当主任検査官の複数年担当制(日本版 Examiner in Charge)を平成 19

検査事務年度よりスタート

- ・ 主要行に対する検査において、特定のリスク又は業務に的を絞ったターゲット検査の実施数を大幅に拡大
- ・ 小規模で業務が限定されている金融機関に対する簡易検査について、その詳細につき今後検討を進め、平成 20 年7月から導入する予定。

また、金融商品取引業者等の検査については、平成 19 年7月に証券取引等監視委員会が公表した[平成 19 事務年度証券検査基本方針](#)及び[証券検査基本計画](#)に則り、機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定するとともに、テーマ別の特別検査を積極的に活用しているところである。例えば、オー・エイチ・ティー株式に係る証券会社検査を行い、平成 20 年2月に、[検査結果](#)を公表した。

(4) 情勢変化へのタイムリーな対応

① 問題事例への迅速な対応

一 虚偽の大量保有報告書の EDINET 掲載事案に係る対応

平成 20 年1月 25 日に、虚偽記載のある大量保有報告書が提出され、EDINET(電子開示システム)に掲載されたことから、1月 27 日に、関東財務局が提出者に対して訂正報告書の提出命令を発出し、金融庁は、直ちにその旨を EDINET 及び金融庁ウェブサイトに掲載した(英文でも掲載)。

これを受け、金融庁は、大量保有報告制度及び EDINET の改善策について、再発防止策及び危機管理策を検討するため、実務者を中心とした「EDINET 運用改善検討チーム」を立ち上げ、2月 19 日に同チームは [EDINET 運用改善に関する論点整理](#)を取りまとめ、公表した。この論点整理を踏まえ、今後、大量保有報告制度及び EDINET の改善策についてさらなる検討を進め、適切に対応していく。

② 新たな動きに対応したフォワードルッキングな取組み

一 決済システム強化推進室の設置

わが国金融・資本市場の競争力強化のためには、情報通信技術の革新やインターネットの普及に伴う、いわゆる電子マネーなど新しい決済サービスの進展を踏まえ、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要である。

このため、フォワードルッキングな観点から、決済に関する新しいサービスの制度的なあり方の検討を行うとともに、全銀システムの利便性向上など関係者の取組みを推

進するため、平成 20 年 4 月、総務企画局に「決済システム強化推進室」を設置した。

3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

(1) 検査評価制度

検査評価制度については、平成 20 年 1 月より全面施行に移行した。全面施行後は、評価結果を今後の検査の周期・範囲・深度に反映させることとなり、これにより金融機関の経営改善に向けたインセンティブ機能が更に高まることが期待される。

また、全面施行にあわせ、検査結果通知の記載内容の見直しを行い、同じ B 評価でも A 評価に近い B と、C 評価に近い B を書き分けるなど、金融機関の経営改善に向けた取組みに一層資するような工夫を講じたところである。

今後も、動的な評価を重視していくことを検討するなど、評価制度が金融機関の経営改善に向けた取組みのさらなるインセンティブとなるよう、運用の改善等に努めていく。

なお、同制度については、金融機関からは、銀行における内部管理上のツールとしても活用される等、経営改善に向けたインセンティブ付けとして有効に機能しているとの評価が聞かれている。また、同制度が現在適用されていない証券会社からも、制度の実効性・公平性が十分確保されるのであれば、経営改善のインセンティブ向上の観点から、有用ではないかとの意見も一部聞かれる。

他方、同制度に対しては、次のような指摘も見られるところ。

- ・ 制度の実効性を高めるためには、銀行と当局との間で目線を揃えることが重要。
- ・ 改善の方向性についての評価が組み込まれる運用がなされると更に良いのではないか。
- ・ インセンティブ効果をより高めるために、評価段階をより細分化することも検討に値するのではないか。

(2) バーゼルⅡ

バーゼルⅡにおいては、内部格付手法の導入、より精緻な信用リスクの計測、金融機関の自己管理と監督上の検証に関する第2の柱、情報開示を通じた市場規律の活用に関する第3の柱の導入といった、インセンティブ重視の仕組みが随所に盛り込まれている。

サブプライムローン問題に関し、わが国の金融機関において、サブプライムローン

関連商品を直接保有することに伴うリスクが、全体としてみれば相対的に限定されているのは、バーゼルⅡの適切な実施等の、リスク管理の高度化に向けた努力の結果もある、との指摘もある。

また、金融機関からも、バーゼルⅡは銀行がリスク状況を把握する重要なツールとなっている等、リスク管理の高度化に資するものとの評価が多く聞かれた。

他方、バーゼルⅡは、バーゼルⅠと比較し、リスク計測が精緻化された結果、銀行の自己資本水準が経済環境の変化による影響をより受けやすくなっているとの指摘がある。こうした側面を緩和する観点から、バーゼルⅡでは様々な制度上の仕組みが設けられているが、同時に、各銀行が同方向のリスクテイクを行うことにより、経済環境の変化に対する振幅を大きくすることのないよう、銀行のリスク管理に関する独自性・自主性を十分に機能させることが重要との意見があった。

(3) 金融商品取引法における課徴金の加算・減算制度の導入

平成 20 年3月に国会提出を行った金融商品取引法等の一部を改正する法律案においては、課徴金制度に加算・減算制度が導入されている。ここでは、自主的なコンプライアンス体制の構築の促進・再発防止に向けたインセンティブ付与の観点から、課徴金の減算制度が導入されるとともに、違反行為を繰り返す者については、より強い抑止が必要であるとの観点から、課徴金の加算制度が導入されているところである。

4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

(1) 検査・監督の枠組みの公表

監督事務に関しては、その基本的な考え方等を整理した監督指針を業態毎に策定・公表しているほか、事務年度毎に、監督上の重点事項等を示す監督方針を策定・公表している。

検査事務に関しては、検査の際に、金融機関の業務の健全性と適切性をチェックするため、業態毎の検査マニュアルを策定・公表しているほか、事務年度毎に検査の重点事項を示す検査基本方針を策定・公表している。

行政処分に関しては、平成 19 年3月に、行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の考え方を整理した「金融上の行政処分について」を公表するとともに、個別の行政処分の際にはプレスリリースを公表し、その中で当該処分の背景・理由等を明確にしているところである。

また、今般、プリンシプルの公表にあわせ、「[金融上の行政処分について](#)」の改訂を行い、行政処分の判断において、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合には、軽減事由として考慮することを明文化したところである。

(2) 事例集（検査指摘事例集、行政処分事例集）

金融庁、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会では、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるとともに、金融機関等の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点などから、以下の事例集等の公表を進めている。

- ・[「行政処分事例集」](#)（四半期毎）
- ・[「金融検査指摘事例集」](#)、[「意見申出事例集」](#)（毎事務年度）
- ・[「金融商品取引業者等に対する検査の結果指摘した事項のうち主なもの」](#)（四半期毎）
- ・[「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」](#)（毎事務年度）

これらに加え、証券取引等監視委員会において、平成 20 年6月末までに、審判手続きを終えた課徴金事案に係る事例集を取りまとめ、その後も毎年更新していく予定である。

(3) ノーアクション・レター

金融庁においては、平成 19 年7月、以下の点についてノーアクション・レター制度の細則を改正し、透明性・予測可能性の向上に努めたところである。

- ・ 照会対象法令・条項の範囲の拡大
- ・ 照会・回答内容の公表にあたり、照会者名を原則非公表化
- ・ 照会書面の受付窓口の一元化等受理手続の円滑化
- ・ 処理期間の短縮への努力

（参考）ノーアクション・レター制度の利用実績

- ・ 平成 20 年3月末までに累計 28 件

(4) Q&A

金融機関等から問い合わせの多いルール解釈に関する照会については、Q&A の形で金融庁の考え方を整理し、ウェブサイトに掲載することにより、ルール解釈・適用についての具体的事例の蓄積に努めているところである。

- ・ [内部統制報告制度に関する Q&A](#) (平成 19 年 10 月)
- ・ [金融機関における個人情報保護に関する Q&A](#) (平成 19 年 10 月)
- ・ [金融商品取引法の疑問に答えます](#) (平成 20 年 2 月)
- ・ [内部統制報告制度に関する 11 の誤解](#) (平成 20 年 3 月)
- ・ [外国監査法人等の届出制度等に関する FAQ](#) (英語) (平成 20 年 3 月)
- ・ [証券検査に関する「よくある質問」](#) (平成 20 年 4 月)

(5) 計数の公表

金融機関の経営に関する計数を定期的に公表しているほか、サブプライム関連商品の保有額等についても公表を行うなど、金融機関や金融システムの状況について、正確な認識が形成されるよう、情報の提供に努めている。

- ① わが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について
サブプライムローン問題については、全預金取扱金融機関にヒアリング調査を行い、サブプライム関連商品等の保有額等について、統一の基準で調査結果を集計し、公表 ([平成 19 年 11 月](#)、[平成 20 年 2 月](#))。
- ② 金融機関の経営状況等の定期公表
 - ・ [主要行・地域銀行の決算状況](#) (半期毎)
 - ・ [不良債権の状況](#) (半期毎)
 - ・ [貸金業関係統計資料](#)
 - ・ [公的資金注入関係資料](#)

(6) パブリック・コメント手続

パブリック・コメントの実施により、広く利用者や事業者等からの意見を把握するとともに、行政の意思決定過程における公正性の確保及び透明性の向上に努めてきている。平成 19 年 7 月以降では、40 件のパブリック・コメントを実施している(うち 33 件の結果が既に公表)。

また、英文によるパブリック・コメント手続も随時行ってきており、必要に応じ、引き続き実施する。平成 19 年 7 月以降、2 件の英文によるパブリック・コメントを実施している。

- ・ [外国監査法人等の届出制度等](#) (平成 19 年 10 月 16 日～10 月 29 日)
- ・ [英文開示の対象拡大等](#) (平成 20 年 3 月 12 日～4 月 14 日)

Ⅱ. 当面の5つの取組みについて

1. 金融機関等との対話の充実

(1) 事業者団体等との対話

- ① 従来より、事業者団体と金融庁幹部の間で、例えば月1回など、定期的に意見交換会を行い、その時々金融の課題について、議論を行ってきたところ。

(定期的な意見交換会を行っている事業者団体)

- ・ 全国銀行協会
- ・ 第二地方銀行協会
- ・ 全国信用金庫協会
- ・ 生命保険協会
- ・ 外国損害保険協会
- ・ IBA(国際銀行協会)
- ・ 日本証券投資顧問業協会
- ・ 日本保険仲立人協会
- ・ 全国地方銀行協会
- ・ 信託協会
- ・ 全国信用組合中央協会
- ・ 日本損害保険協会
- ・ 日本証券業協会
- ・ 投資信託協会
- ・ 日本アクチュアリー会
- ・ 日本損害保険代理業協会

- ② これに加え、平成19年7月以降において、新たに定期的な意見交換を開始している。

- ・ ACCJ(在日米国商工会議所) (平成20年3月から開始)
- ・ 日本証券業協会証券戦略会議 (平成19年9月から開始)
- ・ 証券取引所

(これまで定期的(月1回)に、意見交換会を行ってきた東京証券取引所に加え、平成19年7月以降、他の取引所との間でも定期意見交換会を開始)

- ・ 日本公認会計士協会 (平成19年8月から開始)

上記のほか、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会においては、自主規制機関である取引所・協会等との意見交換を従来にも増して積極的に行っている。

- ③ また、プリンシプルの共有や、会計基準のコンバージェンスといった特定の施策についての対話も、重点的に行っている。

—平成19年12月以降、業界団体等との間で「プリンシプルに関する意見交換会」を開催。

—会計基準の国際的コンバージェンス等について、企業会計基準委員会、日本公認会計士協会、経済界、証券取引所等の関係者との会合を随時開催。

(2) 個別の金融機関等との対話

- ① 監督においては、経営陣との意見交換の頻度を従来より増加させ、サブプライムローン問題等の金融上の重要課題や、各社の経営上の重点課題等についての意見交換を行っている。
- ② 検査においては、平成19年7月よりオンサイト検査モニターを原則全件実施している(証券取引等監視委員会においても、随時、オンサイトの検査モニターを実施)。
- ③ また、金融庁及び公認会計士・監査審査会においては、随時、個別監査法人との意見交換を実施しているほか、大手・中小監査法人等のトップ等との定期的意見交換を平成20年6月以降実施する予定。

(参考) 証券取引等監視委員会においても、随時、大手監査法人等における講演会等の機会を通じ、意見交換。

(3) 海外金融機関等の幹部との面会

様々な機会を捉え、金融庁及び証券取引等監視委員会は、海外金融機関等の幹部との面会を実施している(実績については下記の表の通り)。

(参考1) 海外金融機関等の幹部との面会実績(企画官以上)

	平成18事務年度		平成19事務年度
		うち18.7月～19.3月	(19.7月～20.3月)
海外金融機関等の幹部との面会実績	135件	100件	113件

2. 情報発信の強化

(1) 講演・スピーチやインタビューの積極的活用

サブプライムローン問題、わが国金融・資本市場の競争力強化、ベター・レギュレーションの取組みなど、特定の重要テーマについて、講演・スピーチを積極的に行うほか、報道機関のインタビュー、出版メディアへの寄稿にも努めてきたところである。例えば、渡辺金融担当大臣は、本年1月に、燕・三条地域で中小企業金融に関する講演を実施した。また、ウェブサイトにも、大臣、長官等による主な講演・スピーチの概要・資料を閲覧できるページを独立して設けた。

(参考2) 講演・寄稿・インタビュー等の取組み状況(平成19年7月～平成20年3月)

	大臣・副大臣・政務官		長官		監視委委員長・審査会会長ほか		局長・審議官等		課室長・企画官級	
	講演・スピーチ	寄稿・出版	講演・スピーチ	寄稿・出版	講演・スピーチ	寄稿・出版	講演・スピーチ	寄稿・出版	講演・スピーチ	寄稿・出版
合計	10	5	11	5	21	3	54	5	78	44
金融行政総論	6	4	1	3	-	-	9	2	15	9
ベター・レギュレーション	-	-	6	2	-	-	14	-	5	2
金融・資本市場の競争力強化	6	-	4	-	-	-	9	1	11	16
金融商品取引法関係	2	-	2	-	-	-	7	1	10	11
改正貸金業法関係(多重債務問題関係を含む)	-	-	2	-	-	-	2	-	12	9
企業会計・企業監査	2	-	2	1	12	1	1	1	3	9
検査マニュアル改訂	-	-	-	-	-	-	1	-	7	5
サブプライムローン問題	3	-	5	1	-	-	5	1	2	4
地域密着型金融・中小企業金融	2	-	2	-	-	-	8	-	11	-
市場監視行政の基本方針	1	-	-	-	9	2	17	2	28	6
その他	3	1	1	-	-	-	5	-	7	2
インタビュー等	32		23		11		26		31	

(注) 情報発信の内容については、一部重複あり。

さらに、近年では、英語での情報発信の強化にも努めているところである。

(参考3) 上記取組み状況のうち、英語による情報発信の状況

	大臣・副大臣・政務官	長官	監視委委員長・審査会会長ほか	局長・審議官等	課室長・企画官級
講演・スピーチ	-	5	1	14	7
寄稿・出版	-	-	-	-	-
インタビュー等	3	3	-	-	1

(2) 報道発表

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会は、従来より、報道発表を通じて、金融行政についてタイムリーな情報発信に努めてきているところ。

- ・ 法律、政府令等の制度や、監督指針、検査マニュアル等の監督上の枠組み(114件)

- ・ 監督上の許認可等 (48 件)
- ・ 個別の行政処分 (58 件)
- ・ 犯則事件の告発 (7 件)
- ・ 金融商品取引業者等に対する処分、課徴金納付命令及び訂正報告書等の提出命令、
監査法人等に関する勧告 (41 件)
- ・ 検査・監督にあたっての事例集、Q&A 等 (13 件)
- ・ 審議会・研究会等の開催予定、議事概要 (88 件)
- ・ 重要な政策決定 (5 件)
(例) 「金融・資本市場競争力強化プラン」の公表(平成 19 年 12 月 21 日)
- ・ 利用者に対する注意喚起等 (4 件)
(例) 「外為証拠金取引業者の一斉点検について」(平成 19 年 12 月 7 日)
- ・ 計数の公表 (20 件)
- ・ 国際フォーラム関係 (13 件)
- ・ その他 (20 件)

(注) 平成 19 年7月から平成 20 年3月までに金融庁ウェブサイトに掲載した各種報道発表資料の件数は、計 374 件。証券取引等監視委員会ウェブサイトは計 39 件、公認会計士・監査審査会ウェブサイトは計 12 件。

(3) 説明会の積極的活用

金融行政の考え方や、地域密着型金融・中小企業金融の施策等について、直接、各地域の事業者等に説明するため、全国各地において、説明会を開催しているところである。

- ・ 毎年夏、全国各地に幹部を派遣し、金融行政全般をテーマとした、金融機関向けの業務説明会(地方業務説明会)を実施している。(平成 19 事務年度 11 か所)。
- ・ 中小企業の資金調達を支援する観点から、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕のパンフレットを作成し、中小企業向け説明会を各地の商工会議所等で開催している(3月 31 日現在、108 件実施、今後 11 件開催予定)。
- ・ 地域密着型金融に関するシンポジウムを全国各地において開催し、事業再生や、ミドルリスク・ミドルリターン市場の開拓に資するような、先進的な取組み事例の普及等に取り組んできたところである(3月 31 日現在、11 件実施)。

(4) ウェブサイトの充実

日本語版金融庁ウェブサイトについては、より分かりやすく体系的に整理する観

点から、以下の取組みを行った。

- ①平成19年8月及び12月に、トップページ画面を見直し、掲載情報を整理
 - ・ 金融制度や検査・監督の枠組みを一覧性のある形で閲覧できるページの新設
 - ・ 「ベター・レギュレーション」の取組みを紹介するページの新設
 - ・ 大臣、長官等による主な講演・スピーチを閲覧できるページの独立
- ②報道発表資料において、報道発表の内容を簡潔かつ理解しやすい形で発信するための要約や図表の作成の推進
- ③ウェブ上の広報誌「アクセスFSA」に直近の報道発表に関する内容を掲載し情報発信するほか、写真や図、表を用いて見やすい広報誌を作成

また、英語版ウェブサイトにおいても、重要な施策について、随時英訳を公表するとともに、平成20年1月に、英語版ウェブサイトにおける新着情報メール配信サービスを開始した。

3. 海外当局との連携強化

(1) 多国間での海外当局との連携強化

① サブプライムローン問題に関する国際的議論への貢献

- (i) 平成20年1月に、スイスのダボスで開催された世界経済フォーラム(ダボス会議)に渡辺金融担当大臣が出席し、サブプライムローン問題に関連して、わが国の過去の金融危機から得た教訓等について、世界各国の要人・有識者に紹介した。
- (ii) G7の要請に基づき、FSFに新設されたサブプライムローン問題に関する作業部会に積極的に参加し、国際的な議論に建設的に貢献している。

FSFは、同作業部会の議論を踏まえ、世界的な金融市場の混乱を引き起こした要因と脆弱性を特定し、市場と制度を強化するための詳細な提言を盛り込んだ報告書(「[市場と制度の強靱性の強化に関するFSF報告書](#)」)を作成した。同報告書は、平成20年4月にワシントンで開催されたG7会合において報告され、公表されたところである。

- (iii) IOSCO(証券監督者国際機構)においては、平成19年11月に「サブプライム危機に関するタスクフォース」を設立し、証券化商品について透明性、デューデリジェンス、リスク管理、評価、信用格付機関といった観点での議論を行っており、

金融庁も積極的に参加している。

また、証券化商品の格付については、「信用格付機関に係るタスクフォース」において、信用格付機関が遵守すべき規範を示した「信用格付機関に関する基本行動規範」(平成 16 年 12 月に公表)の見直し等について議論してきており、日本としても議論に積極的に参画してきたところ(平成 20 年 3 月に[報告書案](#)をパブリック・コメントに付すため公表)。

② IOSCO 東京コンファレンスの開催

平成 19 年 11 月 8 日、9 日の両日、IOSCO の国際コンファレンスが、金融庁のホストにより東京で開催された。世界の 46 の国又は地域及び 5 つの国際機関から官民総勢 411 名が参加し、わが国の国際金融市場としてのプレゼンスを示した。

また、この一連の会合の機会を捉え、渡辺金融担当大臣が SEC(米国証券取引委員会)のクックス委員長と会談したほか、金融庁長官が米国、英国、ドイツ、中国、韓国、オーストラリア及びドバイの計 7 カ国・10 当局のトップ、ないしトップ級の幹部と個別に会談の機会を持った。証券取引等監視委員会においても、この機会を捉え、クロスボーダー化する不公正取引に対する取組み等に関し、各国当局と幹部同士の意見交換を実施した(6カ国・地域、7当局)。

③ 多国間枠組みへの参加

BCBS(バーゼル銀行監督委員会)や IOSCO、IAIS(保険監督者国際機構)、IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)、ジョイント・フォーラム等における様々な議論や検討に参加しているほか、国際会合において主要ポストを担うことにより、主導的な役割も果たしている。

(参考) 金融庁職員が国際会合における主要ポストを務めている例

現在 IOSCO 第 3 常設委員会(SC3)議長 平成 19 年～

IAIS ガバナンス・コンプライアンス小委員会議長 平成 20 年～

④ 多国間での情報交換の促進 —IOSCO マルチ MOU への加入

証券分野について、国際的情報交換をより効果的に行うべく、平成 20 年 2 月、IOSCO が策定した多国間ベースの情報交換枠組みである[マルチ MOU\(情報交換枠組み\)への署名](#)を果たし、世界中の証券当局(現時点では 47、将来的には IOSCO 加盟メンバー全て)と情報交換協力の枠組みを構築したところである。

(2) 各国監督当局との連携

① 各国監督当局との定期的な協議等

金融のグローバル化に対応するために、各国監督当局間の密接な連携がますます重要になっているところ、財務省との合同による「財務金融協議」のほか、英国 FSA、米国 NY 連銀、米国 OCC(通貨監督局)、米国 SEC などとの定期協議を行い、金融セクターの動向や規制・監督上の共通の重要事項等について意見交換を実施してきており、平成 19 年 9 月には、マレーシア当局、平成 20 年 1 月には中国監督当局と定期協議を新たに開始した。

こうした定期協議に加えて、様々な機会を捉えて、海外当局幹部との面会を実施している。例えば、本年 2 月には、渡辺金融担当大臣が訪中し、東京証券取引所北京事務所の開設式典への出席などを通じ、わが国の金融・資本市場の活用についてアピールした。また、特定のトピックに絞った会合として、会計基準に係るコンバージェンスの進捗状況についての欧州委員会とのモニタリング会合を行ってきている(これまで計 4 回、平成 19 年 7 月以降 2 回開催)。

(参考 4) 海外当局者等との面会・会合実績(企画官以上)

	平成 18 事務年度		平成 19 事務年度 (19.7 月～20.3 月)
		うち 18.7 月～19.3 月	
海外当局者等との面会実績	116 件	82 件	110 件
多国間会合出席実績	58 件	43 件	67 件
2 国間会合開催実績	19 件	14 件	19 件

② 各国当局との情報交換協力

従来より、諸外国の規制・監督当局との MOU 等の下で、必要な情報交換等に関する協力枠組みを構築してきたところであり(米国、中国、豪州、NZ、シンガポール、香港の証券当局)、平成 19 年 7 月以降、監督上の協力の枠組みを拡大している。

- ー ドバイの監督当局(DFSA)と監督上の協力に関する枠組み(平成 19 年 11 月)
- ー 中国の銀行監督当局と QDII(適格国内機関投資家)制度に係る監督協力の枠組みを構築(平成 20 年 2 月)

4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

(1) マーケットの分析（市場分析室の設置）

近年、経済金融の市場化・グローバル化の流れが進捗する中、国内外の経済情勢・市場状況がわが国の金融システムに対し多大な影響を与える可能性が増加している。

このため、国内外の経済情勢・市場状況について継続的に情報収集・分析を行い、わが国の金融システムに与える影響を監視していく必要がある。

上記の対応を効果的に進めるために、平成20年2月18日、総務企画局政策課に「金融庁の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の総括に関して、国内外の経済情勢・市場状況についての情報収集・分析」等を行うことを目的とする市場分析室を設置した。

同室においては、グローバルな株、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況、機関投資家やファンドの動向、マクロ経済の情勢等について、金融システム・金融資本市場の観点から、情報の集積・調査・分析を実施している。こうして得られた分析情報や動向については、企画立案や監督分野に活用すべく各局で共有を図っている。

(2) 検査・監督への活用

市場動向を的確に把握することは、深刻な問題が潜んでいる分野、将来大きなリスクが顕在化する可能性がある分野を、先を見越してできるだけ早く認識し、重要度が高い分野に行政資源を投入するための、基礎となるところである。

市場分析室において収集・分析された情報については、監督・検査部局との合同会議において、定期的に共有するとともに、金融システムに内在するリスクについて議論・検討し、検査・監督事務に有効に活用されるよう取り組んでいる。

5. 職員の資質向上

(1) 職員の専門性向上に資する任用体制の確立

職員の専門性を向上していく上で、各職員が自らの専門性^(※)についての意識を高めていくとともに、人事当局がそれを把握することが重要。

(※) リスク管理、コンプライアンス、情報システム、会計基準、金融工学

具体的には平成20年1月にキャリアパスに関するアンケートを実施し、平成20年7月期異動以降、各職員の専門性も意識した任用体制を確立していく。

(2) 研修の充実による専門性の強化

平成 20 年度より、金融業務及び金融行政に関する高度な専門的知識・スキルを理論的・体系的に習得させることを目的として、役職別(係員・係長・課長補佐クラス)に理論研修を実施する。また、各部局で実施する研修(職員の訓練)についても、例えば検査局においては平成 19 年 7 月より研修体系を見直したほか、証券取引等監視委員会においても専科研修をより実践的なものに充実させるなど、研修の充実・強化に努めているところ。

また、高度な専門性を体系的に習得させる観点から、各種大学院への派遣を推進するとともに、国際性の涵養や幅広い視野の育成を図る観点から、海外大学院、海外政府機関、在外公館等への派遣を推進するほか、海外当局・研修機関が実施する研修にも職員を積極的に派遣していく。

(3) 任用の柔軟化

金融庁では、金融機関をはじめとする民間企業において業務を経験した人材や弁護士・公認会計士などの専門家を、任期付若しくは任期を定めない中途採用の形及び官民人事交流法に基づく交流採用の形で、年間を通じ積極的に採用してきているところ。

平成 20 年 5 月を目途に金融機関での職務経験や企業、官公庁等の法務、財務・金融部門での職務経験等を有する者を対象とした、全庁的な社会人選考採用を実施する。

また、こうした人材へのアプローチを強化すべく公認会計士に対する業務説明会の開催(平成 20 年 1 月)や新聞・業界専門誌等への募集広告の掲載など、採用対象に応じた募集活動を積極的に実施している。

(参考5) 民間専門家の在籍状況

	平成 19 年 4 月 1 日 現在	平成 20 年 4 月 1 日 現在
弁護士等	25 人	25 人
公認会計士	32 人	25 人
不動産鑑定士	6 人	10 人
アクチュアリー	4 人	4 人
研究者	4 人	2 人
情報処理技術者等	12 人	18 人
金融実務経験者等	130 人	130 人
合計	213 人	214 人

Ⅲ. 今後の課題について

ベター・レギュレーションの取組みを、昨夏以来 10 か月近くにわたって進めてきたところ、アンケート等外部からの評価を見ても、その取組みは相応に進捗していると言える。そうした中、今後の課題としては、以下のような点が挙げられる。

1. 職員へのさらなる徹底

ベター・レギュレーションの考え方については、これまでも職員に浸透を図ってきたところ、全体としてその意識は向上していると考えられる。

今後、職員の一人一人にベター・レギュレーションの考え方をさらに浸透させることが重要であると考えられる。アンケートの回答にも、「検査現場にはベター・レギュレーションの考え方が浸透していないように見受けられる」、「金融行政の考え方は十分に示されているが、問題はその方針等に基づいて実際に行われる検査、監督の実態」といった意見が見られたところである。

また、金融庁に止まらず、財務局の職員への浸透も重要と考えられ、例えば、財務局長会議等の内部の会議の機会を利用して周知を図っているところ、さらなる徹底が必要と考えられる。

2. 実務者レベルでの対話の充実

アンケート結果を踏まえれば、対話の充実に関する取組みは全体として向上していると考えられる。

クラス別にみると、社長・頭取クラスなど、クラスが上がるとともに評価が高くなっているとともに、アンケートの回答において、実務者レベルでの対話の充実を求める声も多く聞かれた。

以上から、今後、実務者レベルでの対話の充実を一層図ることが必要であり、通常のヒアリングの場に加えて、実務者同士で自由に意見を交わせる機会について、今後金融機関のニーズを踏まえながら検討することも重要と考えられる。

3. 情報発信の機会の拡充

アンケート結果を踏まえれば、情報発信の取組みは全体として進捗していると考えられる。

他方、アンケートの回答には、「金融行政の考え方・方向性等について、理解のギャップを解消していくために実務者を対象とした説明会の開催を希望する」、「金融行政の方向性、各種制度の改定等について、直接説明頂ける機会を多く設けて頂きたい」など情報発信の機会の拡充を要望する意見も見られた。

これを踏まえれば、外部での講演や定例のヒアリング等での機会を従来にも増して活用していくほか、金融機関向けの情報発信の拡充について検討していくことも重要であると考えられる。

このほか、ウェブサイトの充実について、検索機能のさらなる改善等の利便性の向上を図ることも今後の課題と考えられる。

(以 上)